

提案書

西 企 営 第 160号

平成21年 2月9日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 540-8511

住所 おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぼちょう ばん ごう
大阪府大阪府中央区馬場町3番15号

名称及び にしにっぽんでんしん でん わかぶしきがいしゃ
西日本電信電話株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 おおたけ しんいち 大竹 伸一

電話番号 経営企画部 TEL:

電子メールアドレス

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集」に関し、別紙のとおり提案します。

事業者間の取引関係が双方向的になっていることを踏まえ、取引のバランスを確保するための措置が必要

指定電気通信設備制度が導入された当時は、他事業者が当社と同等のネットワークを自ら構築し、市場参入することは実質的に困難であったため、当社の固定電話網を開放して、その接続条件を整備することにより競争を促進してきました。そのため、事業者間の接続料のやりとりは、当社が中継事業者から接続料を受け取る形態が中心でした。

その後、固定電話市場で、ドライカップを利用したOAB～J電話サービス、050IP電話サービスやひかり電話サービス等が現れ、携帯電話市場でも、携帯電話サービスが急速に普及し、また、固定発携帯着の通話について、携帯電話事業者に代わって固定電話事業者が利用者料金を設定することが認められるようになってくると、当社と他事業者間の接続料のやりとりも、事業者同士が相互にネットワークを利用し合って接続料を支払い合う双方向の関係に変化してきました。

このように事業者間の関係が変化していく中、従来は、ひかり電話網が指定対象外となっていたため、「固定－固定」間の通信においては、事業者間の協議により、ひかり電話網の接続料を接続事業者が設定する接続料と同額とすることで、事業者間取引のバランスを確保することが可能でしたが、昨年3月の審議会答申を踏まえ、ひかり電話網が指定対象とされたことで、来年度以降、当社が事業者均一のひかり電話網の接続料を定める必要がある一方、接続事業者は従来どおり自由に接続料を設定できるため、今後、接続事業者がひかり電話網の接続料よりも不当に高い水準の接続料を設定し、事業者間取引のバランスが損なわれる懸念が生じています。更に、昨年以降、固定通信事業と移動通信事業を1社(グループ)で提供している事業者が、自社内やグループ内の「固定－携帯」間通話を無料にするサービスを提供されていますが、それら事業者について、自社内やグループ内の取引条件と他事業者との取引条件のバランスが損なわれている懸念も生じています。

したがって、当社としては、こうした市場・競争環境の変化を踏まえ、双方向の関係にある事業者間取引のバランスを確保するための措置について検討して頂きたいと考えます。

固定ブロードバンド市場の公正競争環境整備は既に進んでおり、当社に対して新たな規制を設ける必要はない

固定ブロードバンド市場の公正競争環境整備について、我が国では、線路敷設基盤を含め、世界的に最もオープン化が進展し、固定ブロードバンド市場では、FTTH、ADSL、CATVやWiMAXに代表される広帯域無線サービス等、多種多様なアクセスラインや局内装置を用いたサービスが他事業者によって提供されるようになる等、現に設備ベースの競争が進展していることを踏まえ、屋内配線工事、中継ダークファイバの空き芯線がない区間における代替手段の確保等、他事業者が自ら実施可能で現に実施している項目についてまで、当社に対して新たな規制を課す必要はないと考えます。

検討項目	当社意見
<p data-bbox="129 564 163 1102">1. モバイル市場の公正競争環境の整備</p> <p data-bbox="206 185 450 300">(1) 第二種指定電気通信設備制度の検証</p>	<p data-bbox="504 185 1039 217">【接続料算定の適正性の検証について】</p> <p data-bbox="521 228 2101 300">接続料の適正性の検証については、以下の観点から、全ての携帯電話事業者を対象に検討する必要があると考えます。</p> <p data-bbox="521 312 2096 384">特に、固定通信事業と携帯通信事業を1社(グループ)で提供している事業者の場合、自社やグループ内の取引条件が他事業者との間の取引条件と公平な取扱いとなっているか否かを検証する必要があると考えます。</p> <p data-bbox="557 397 2096 555">① 先般、第一種指定電気通信設備規制の対象とされた当社ひかり電話サービスの契約者数が約350万であるのに対し、移動通信市場の中で見ればシェア25%に満たないとして第二種指定電気通信設備規制の対象外とされている事業者であっても約2,000万の契約者を抱えており、お互いに接続料を支払い合う関係にある固定通信事業者から見ると、その影響力は非常に大きいこと。</p> <p data-bbox="557 568 2096 726">② 実際の携帯電話事業者との接続料交渉において、第二種指定電気通信設備規制が課されているか否かに関わらず、当社が、接続料の引き下げや算定根拠の提示を求めても応じてもらえない等の状況にあること。特に、接続料が公開されていないため外部から牽制が働かない第二種指定電気通信設備規制が課されていない既存事業者の接続料が高止まりしていること。</p> <p data-bbox="557 738 2096 853">③ ひかり電話網が第一種指定電気通信設備規制の対象とされたため、来年度以降、携帯電話事業者の接続料水準に関わらず、ひかり電話網の接続料を事業者均一にする必要がある一方、携帯電話事業者は従来どおり接続料を自由に設定できるため、事業者間交渉のバランスが更に崩れること。</p> <p data-bbox="557 866 2096 1102">④ 固定通信事業と移動通信事業を1社(グループ)で提供している事業者は、固定通信事業者に対して固定通信事業者の接続料よりも非常に割高な接続料を設定している一方で、自社又はグループ内の通話料を無料としており、その無料サービスの赤字を他事業者に適用する接続料で補填している懸念があること。実際、ソフトバンクモバイル社は、2008年3月期中間決算説明会において、「自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とする一方で、自社以外の携帯電話などから着信した場合に接続料をいただけるので利益を出すことができる。」(ソフトバンク社公式ホームページより)と説明されていること。</p> <p data-bbox="504 1163 1229 1195">【第二種指定電気通信設備規制の適用対象について】</p> <p data-bbox="521 1208 2096 1445">携帯電話事業者は、国から割当を受けた公共財である電波の有限希少性を背景に、市場を寡占することで、元来、他事業者との接続協議において強い交渉力を有していましたが、携帯電話サービスの急速な普及により、移動通信市場の中で見ればシェア25%に満たないとして第二種指定電気通信設備規制の対象外とされている事業者であっても約2,000万の契約者を抱えるようになる等、規制が課されていない携帯電話事業者の交渉力は強くなっています。したがって、現に規制が課されておらず接続料が高止まりしている携帯電話事業者の接続料の適正性を確保する等の観点から、第二種指定電気通信設備規制については、事業者ごとにその適用可否を違えるべきでないと考えます。</p>

検討項目	当社意見
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備</p> <p>(1)FTTxサービス 1)FTTHサービスの 屋内配線</p>	<p>【屋内配線の法的位置づけについて】</p> <p>屋内配線は、事業者やお客様自身が自由に設置可能であることから、不可欠性のある設備ではありません。</p> <p>当社サービスにおいても、当社が設置した屋内配線を利用するケースのほか、ビルオーナー等が設置した屋内配線を借り受けるケースもあること、また、当社のダークファイバ等と接続する事業者は、多くの場合、自ら行う必要があるONUの設置・設定と同時に屋内配線を設置されていること、更に、電力系事業者やCATV事業者は相当数のお客様に対し、屋内配線を設置し提供していること等、各者が自らの判断に基づき屋内配線を自由に設置している状況にあります。</p> <p>以上を踏まえると、屋内配線を第一種指定電気通信設備に位置付けて、規制を強化することは不適切であると考えます。</p> <p>なお、「引き通し工法」と「キャビネットボックスを設置する工法」については、お客様宅の状況等を勘案し、現地での判断により何れかが選択されているに過ぎず、屋内配線の法的な位置づけ等がこのような工法の種類によって左右されるべきではないと考えます。</p> <p>【「接続を円滑に行うために必要な事項」としてルール化することについて】</p> <p>上述のとおり、屋内配線は各事業者やお客様自身が自由に設置可能であり、また当社以外の者による設置実績も多くあることから、当社が屋内配線を設置する場合の提供条件をルール化する等、新たな規制を導入する必要はないと考えます。</p> <p>なお、光屋内配線の提供について、当社に対し接続事業者より具体的な提供要望を頂いた事例はありませんが、仮に当社に対し提供要望を頂いた場合には、具体的な要望内容を踏まえた上で、ビジネスベースによる提供を前提に検討する考えです。</p> <p>【屋内配線の転用ルールの整備について】</p> <p>設備の有効利活用の観点からは、利用可能な光屋内配線は事業者間で相互に利活用することが望ましいため、当社としてもサービス廃止時等には可能な範囲で光屋内配線の残置を進めていく考えです。</p> <p>しかしながら、屋内配線の残置は、お客様のご了解を得て初めて可能となるほか、その再利用に際しても、お客様から設置場所の変更等のご要望がある場合は、残置配線を撤去し屋内配線を新設する必要があるため、結果として残置配線の再利用が困難になる等、屋内配線の提供可否・条件等はおお客様のご意向によって大きく影響を受ける可能性があります。</p> <p>お客様のご意向を踏まえ事業者間のみで屋内配線の利活用等に係るルール化を行ったとしても、実効上難しい面があることから、まずは、屋内配線の利活用に向けた事業者相互間の意識合わせを行うことから始める必要があると考えます。</p>

検討項目	当社意見
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備</p> <p>2)ドライカップのサブアンバンドル(FTTRサービス)</p>	<p>当社が保有する加入者メタル回線は、当社局舎からお客様宅までを一体のものとして取り扱った上で、局内からの遠隔保守・一元管理を実現することにより、保守及び設備管理等の作業効率化を図ってきたところです。</p> <p>したがって、下部区間のみを用いて保守作業を行うことについては、新たに故障申告の都度き線点への駆けつけが必要となること、また、き線点からの試験のために必要な試験機等の追加的な設備が必要となること等、メタル回線における局内からの遠隔保守による作業の効率化・コスト削減の流れに逆行することとなるため、このような保守形態は採用すべきではないと考えます。</p> <p>また、上部区間を保守のみの利用に限定することとした場合であっても、当社局舎からき線点までのメタル回線(上部区間)を利用して遠隔保守を実施している以上、上部区間は現に利用されていることに変わりはないこと、また、通常のドライカップによる利用形態と比べても、減価償却費や保守費などのコスト的な差異がないことを踏まえれば、現行のドライカップ接続料金と異なる新たな料金を設定する必要はないと考えます。</p>

検討項目	当社意見
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備</p> <p>(2)DSLサービス 1)電話重畳型DSLサービスの事業者名の申込みの扱い</p>	<p>当社は、平成19年3月の審議会答申を踏まえ、「DSL事業者名義での電話重畳型DSL契約」の実現スキームの具体案を全DSL事業者(42社)に提案し、5社から利用意向が寄せられました。</p> <p>そこで、利用意向を示された5社と、更に詳細な契約内容や業務仕様・お客様への周知方法・システム改修等に係る費用の負担方法等について協議を重ね、DSL事業者間におけるシステム改修等費用の負担方法以外は概ね意見が一致したものと考えています。</p> <p>システム改修等に係る費用負担方法について、当社は、「本スキームを利用する事業者で負担する案」を提示しましたが、利用意向を示された事業者4社(1社は利用意向を撤回されました。)からは、「本スキームを利用しない事業者を含めて全DSL事業者で負担する案」が示されました。その後、利用意向を示された事業者の要望を踏まえ、当社から、利用意向を示されなかった他のDSL事業者(38社)に「本契約スキームを利用しない事業者を含め全DSL事業者で負担する」案について意見照会を行ったところ、賛成1社、反対12社、無回答25社という結果になりました。</p> <p>当社としては、DSL事業者間における費用負担方法の意見調整が終わり次第、システム改修や電話サービス契約約款の改正等、所要の準備を速やかに進めていくこととしています。</p>

検討項目	当社意見
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備</p> <p>2)回線名義人情報の扱い(洗い替え)</p>	<p>当社は、平成19年3月の審議会答申が公表されて以降、関係事業者と協議を重ね、平成20年5月に、回線名義人の判定基準の弾力化を行い、平成20年6月から順次、その弾力化内容をDSL受付システムや番号ポータビリティ受付システム等に反映するためのシステム改修等に取り組んでまいりました。</p> <p>また、同答申が公表されて以降、回線名義人情報の洗い替えを促す観点から、当社は、以下のような取り組みを実施しており、今後も引き続き取り組んでいく考えです。</p> <p>①平成19年6月号、平成20年2月号、6月号のハローインフォメーションに「電話の名義変更手続き」のご案内を記載し、それぞれ2,000万件を超える請求書に同封して名義変更の注意喚起を実施しています。</p> <p>②「電話の名義変更手続き」のご案内を当社ホームページのトップページに掲載し、手続きに必要な書類等のダウンロードも可能としています。</p> <p>なお、回線名義人の不一致は、DSLサービスや当社から他事業者への番号ポータビリティ等、他事業者が当社に接続申込を行う場合の問題でしたが、最近では、事業者相互間の番号ポータビリティが増加しており、当社が他事業者に接続(番号ポータビリティ)の申込みを行った際に、回線名義人が一致せず、接続に支障が生ずるケースも発生しています。こうした問題は、番号ポータビリティを利用している他事業者相互間でも起こりうるものと考えられることから、回線名義人情報の最新化の問題は、当社だけでなく、自らが回線名義人情報を持つ全ての事業者が取り組んでいく必要があると考えます。</p>

検討項目	当社意見
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備</p> <p>(3) ネットワークインフラの利活用 1) 中継ダークファイバの空き芯線がない区間におけるWDM装置の設置</p>	<p>【貸出ルールの整備について】</p> <p>当社は、平成19年3月の審議会答申を踏まえ、同年7月に中継ダークファイバのDランク区間における代替区間等の情報提供手続きに係る接続約款の規定変更の認可申請を行い、認可を頂くことにより、接続事業者による当社中継伝送路利用の更なる利便性向上を図ってきたところですが、現在に至るまで当該手続きにより代替手段の提案を要望された事業者は僅か1社のみであり、更に、当社は当該事業者に対し、代替手段の要望区間において利用可能な既設WDM装置が在ることを回答しているところですが、現在に至るまで利用申込みは頂いておりません。</p> <p>また、平成20年11月に別の1の事業者が既設WDM装置の利用に関心を示されましたが、その後具体的な代替手段の提案要望等を頂けていない状況です。</p> <p>このように、現在に至るまで、中継ダークファイバのDランク区間における代替手段の提案要望が僅少であり、更に、既設WDM装置の提供に関する接続事業者のニーズも明らかになっていないことを踏まえれば、既設WDM装置の利用に係る提供条件等を接続約款に規定する等のルール化は時期尚早であり、当面、現行どおり中継ダークファイバのDランク区間における代替手段の一つとして提案していくことが適当であると考えます。</p> <p>【接続料算定上の単位について】</p> <p>接続事業者が既設WDM装置を利用する場合、新たにインタフェースパッケージを設置する必要がありますが、当該インタフェースパッケージは接続事業者の需要に応じて投資が必要となる設備であり、また当該事業者が専有する設備となることから、その費用は当該事業者が個別負担して頂く必要があります。また、仮に当該専有設備部分を除いた部分について接続料を設定するにしても、WDM装置の1波長と中継ダークファイバの1芯とでは利用用途や効用に明らかな差異があることから、接続料算定上も、両者を同一の単位として捉えるべきではないと考えます。</p> <p>【情報開示について】</p> <p>既設WDM装置の利用に関心を示された事業者が現在に至るまで2社のみであること、事前情報開示を行うためには相応のコスト及び準備期間が必要になることに鑑みれば、費用対効果の観点から、具体的な要望を踏まえた個別調査による情報提供を行うべきであると考えます。</p>

検討項目	当社意見
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備</p> <p>(3) ネットワークインフラの利活用 1) 中継ダークファイバの空き芯線がない区間におけるWDM装置の設置</p>	<p>【WDM装置の設置を当社に義務づけることについて】 WDM装置の設置義務化は、当社が自ら利用する予定のない設備を新たに設置することを強制するものであり、現行の接続ルールが既存設備の貸し出しを前提としたものである以上、採用されるべきではないと考えます。</p> <p>【非ブロードバンド地域における基盤整備等について】 非ブロードバンド地域においては、一般に採算性が厳しく、新たな投資が困難なエリアであると想定されます。したがって、これら地域におけるブロードバンド基盤の整備に際しては、当社の中継ダークファイバやWDM装置等のみではなく、他事業者や自治体等が保有する光ファイバ、無線・衛星設備等、あらゆる手段を検討対象とすべきであり、そのコスト負担についても、通信事業者のみに委ねるのではなく、補助金の活用を含めた幅広い検討が必要であると考えます。</p> <p>中継ダークファイバの空き芯線がない区間にWDM装置を新設する場合には、新たに中継ダークファイバの空き芯線を確保することが前提となりますが、仮に收容替えによる空き芯線の創出が可能であったとしても、既存の利用芯線に收容されている様々なサービスのユーザからの事前同意取得や回線の收容替え等に相応の費用や期間が必要となることから、非ブロードバンド地域の解消に関して、当社の通信設備の利用等に関する協力要請があった場合には、当該費用を自治体等が負担されることを前提に、他の方法を含め、当社としても具体的な解決策について提案させて頂きたいと考えます。</p>

検討項目	当社意見
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備</p> <p>(3) ネットワークインフラの利活用 2) 中継ダークファイバに係る経路情報の開示</p>	<p>既にご利用頂いている中継ダークファイバの異経路構成の確認については、他事業者にご調査費用をご負担頂くことを前提として、具体的な調査要望(数千区間に亘る中継ダークファイバが同一ケーブルに收容されているか否かの調査、及び別のケーブルに收容されているものの同一の管路・とう道を経由しているか否かの調査等)に対応してきたところであり、今後もこれまでと同様に取り組んでいく考えです。</p> <p>※これまでの対応実績: 2件</p> <p>新たに中継ダークファイバを利用する際に異経路構成を保証する仕組みを設けるようご要望頂いていますが、支障移転等により経路が変更され異経路が維持できなくなる可能性があることから、将来に亘り異経路構成を保証することは困難であると考えますが、利用開始時だけでも可能な範囲で異経路構成を確保してほしいとのご要望であれば、提供に必要な費用を当該事業者にご負担頂くこと及び将来に亘って異経路構成を保証できるものでないことを前提とした上で、提供条件等について要望事業者と協議させて頂く考えです。</p>

検討項目	当社意見
<p>3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備</p> <p>(1) 通信プラットフォーム機能のオープン化 (2) 固定網(NGN)の通信プラットフォーム機能</p>	<p>当社の次世代ネットワーク(NGN)は昨年3月に商用サービスの提供を開始しており、インターフェース条件(NNI、SNI、UNI)をオープン化し、公表しているところです。</p> <p>こうしたオープン化の取り組みにより、現在、NNIにおいては、ISP接続で31社、IGS接続で29社、中継局接続で1社と事業者間接続を行っており、また、SNIにおいては、80社を超える事業者等からSNIを活用した新たなサービスを実施したいとのご要望を頂き、ご相談させて頂いているところです。</p> <p>また、現時点において、当社のNGNに具備されている品質制御機能等は通信伝送機能の一部の構成要素として開発しており、通信伝送機能から独立して存在しているものではありません。したがって、通信伝送機能から独立した汎用的な所謂プラットフォーム機能は存在していません。</p>

検討項目	当社意見
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">4. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方</p> <p>(1) 接続料算定上の課題 1) 逆ざや問題</p>	<p>【「逆ザヤ問題」とその背景】</p> <p>指定電気通信設備制度が導入された当時は、他事業者が当社と同等のネットワークを自ら構築し、市場参入することは実質的に困難であったため、当社の固定電話網を開放して、その接続条件を整備することにより競争を促進してきました。そのため、事業者間の接続料のやりとりは、当社が中継事業者から接続料を受け取る形態が中心でした。</p> <p>その後、固定電話市場において、ドライカッパを利用したOAB～J電話サービス、050IP電話サービスやひかり電話サービス等が現れ、携帯電話市場においても、携帯電話サービスが普及し、また、固定発携帯着の通話について、携帯電話事業者に代わって固定電話事業者が利用者料金を設定することが認められるようになってくると、当社と他事業者間の接続料のやりとりも、事業者同士が相互にネットワークを利用し合って接続料を支払い合う双方向の関係に変化してきました。</p> <p>このように事業者間の関係が変化していく中、従来は、ひかり電話網は第一種指定電気通信設備規制の対象外となっていたため、「固定－固定」間の通信においては、事業者間の協議により、ひかり電話網の接続料を接続事業者が設定する接続料と同額とすることで、事業者間取引のバランスを確保することが可能でしたが、昨年3月の審議会答申を踏まえ、当社のひかり電話網が第一種指定電気通信設備規制の対象とされたことで、来年度以降、当社が事業者均一のひかり電話網の接続料を定める必要がある一方、接続事業者は従来どおり自由に接続料を設定できるため、今後、接続事業者がひかり電話網の接続料よりも不当に高い水準の接続料を設定し、事業者間取引のバランスが損なわれる懸念が生じています。更に、昨年以降、固定通信事業と移動通信事業を1社(グループ)で提供している事業者が、自社内やグループ内の「固定－携帯」間通話を無料にするサービスを提供されていますが、それら事業者について、自社内やグループ内の取引条件と他事業者との取引条件のバランスが損なわれている懸念も生じています。</p> <p>以上のように、双方向の関係にある事業者間取引のバランスが崩れること自体が、いわゆる「逆ザヤ問題」の本質ですが、接続料を低廉化するインセンティブが働きにくい接続事業者が、接続料で利益を稼ぐこと等を目的として不当に高い水準の接続料を設定する場合には、具体的な問題として表出することになると考えます。</p>

検討項目	当社意見
<p>4. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方</p> <p>(1) 接続料算定上の課題 1) 逆ざや問題</p>	<p>【「逆ザヤ問題」への対応策(「不当に高額な接続料」の判断基準等)】</p> <p>今回の検討にあたっては、こうした「逆ザヤ問題」が発生することを前提とした議論を行う前に、まずは双方向の関係にある事業者間の公平性を損なう「逆ザヤ問題」が発生しないよう、例えば、お互いの接続料を同額にする案、通信量の均衡が大きく崩れない限り接続料をやりとりしないビル&キープ方式とする案を、事業者間合意があれば選択できるようにすることについて、検討して頂きたいと考えます。</p> <p>ビル&キープ方式等が事業者間協議等の結果として導入できない場合において、接続事業者の接続料が「不当に高額」であるときは、電気通信事業法に規定する接続拒否事由に該当するものとして取り扱うことが適当であると考えますが、実際には、事業者間の接続料交渉がまとまらないことを理由に接続拒否を行い、お客様にご迷惑をおかけすることはできないことから、事業者間の接続料交渉がまとまるまでの間は、暫定的に、相互に接続料を支払い合うことなく接続することを可能とすることについても、検討して頂きたいと考えます。</p> <p>また、当社としては、接続事業者の接続料に関する算定根拠等が公開されておらず、算定根拠等の提示をお願いしても応じて頂けない状況にあることから、当社において接続事業者の接続料が「不当に高額」であるか否かを判断することはできないと考えているため、接続事業者の接続料がひかり電話の接続料よりも高い水準である場合において、当社が事業者間協議が整わないとして総務省に申出を行ったときには、総務省において、接続事業者から各年度ごとの会計データ等に基づく算定根拠等を提出させる等して、当該接続料の適正性を検証し、「不当に高額な接続料」であると認められた場合には、これを是正して頂く措置を講じて頂きたいと考えます。</p>

検討項目	当社意見
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">4. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方</p> <p>2)ビル&キープ方式</p>	<p>【ビル&キープ方式の有用性及び適用条件】</p> <p>ビル&キープ方式は、前述の「逆ザヤ問題」を回避できる点、接続料の精算コストが不要となる点で、現行の接続料精算方式と比較して有用な方式です。</p> <p>更に、現行の接続料精算方式では、自網区間コストのほか着信事業者の接続料水準を考慮して利用者料金水準を決定しなければならないのに対して、ビル&キープ方式では、他社接続料の水準に左右されず、自社でコントロール可能な自網区間のコストだけで柔軟な利用者料金を設定することが可能になります。</p> <p>以上のことから、ビル&キープ方式は様々な面で優れた方式であり、事業者間で合意できる場合には、その採用を認めることが適当であると考えます。</p> <p>なお、通信量の均衡が崩れた場合には、接続料のやりとりが必要になってくると考えますが、通信量の均衡・不均衡の判断基準については、設備増強等ネットワークに与える影響や事業者間の利用形態等を踏まえ検討を深めていく必要があると考えます。</p>

検討項目	当社意見
<p>4. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方</p> <p>(2) 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方</p>	<p>【固定通信と移動通信の融合を踏まえた接続ルール、ドミナント規制の在り方】</p> <p>固定・携帯通信事業の統合をはじめ事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他事業者は、固定・携帯通信事業を同一の会社が提供する等していますが、更に、昨年以降、固定通信事業と移動通信事業を1社(グループ)で提供している事業者が、自社内やグループ内の「固定－携帯」間通話を無料にするサービスを提供される等、NTTドコモ分社時やNTT再編成時から市場環境・競争環境は一変してきています。</p> <p>こうした中、当時講じられた措置のうち、現在の市場環境・競争環境にそぐわなくなっているものについては、早急に、撤廃を含めた見直しを行って頂きたいと考えます。</p> <p>また、FMCサービス等の固定／移動融合サービスの提供等、部分的な水平的市場統合に対応したドミナント規制に係る議論については、現在の指定電気通信設備規制において、固定系設備のボトルネック性についてはネットワークのオープン化により小売市場に及ぼす影響を遮断する措置が、また移動系設備については円滑な接続を確保するための措置が、それぞれ既に講じられているため、新たな規制を設ける必要はないと考えます。</p> <p>むしろ、固定通信事業と移動通信事業を1社(グループ)で提供している事業者は、固定通信事業者に対して固定通信事業者の接続料よりも非常に割高な接続料を設定している一方で、自社又はグループ内の通話料を無料としており、その無料サービスの赤字を他業者に適用する接続料で補填している懸念があるため、当該事業者が設定している接続料の適正性や、自社やグループ内の取引条件が他事業者との間の取引条件と公平な取扱いとなっているか否かを検証することについて、検討して頂きたいと考えます。</p> <p>【通信サービスレイヤーにおける市場支配力の上位レイヤーへのレバレッジ】</p> <p>通信サービスレイヤーにおける市場支配力の上位レイヤーへの影響は、線路敷設基盤を含むボトルネック設備や局舎等のオープン化等によって遮断されていることから、通信レイヤーにおける市場支配力の上位レイヤーへのレバレッジを考慮して、垂直的市場統合に対応する新たなドミナント規制を設ける必要はないと考えます。</p> <p>むしろ、今後、上位レイヤーにおいて市場支配力を保有するプレイヤーが垂直統合型サービスにおいて市場支配力を行使することも想定されることから、通信レイヤーを起点としたレバレッジだけを議論するのではなく、上位レイヤーで市場支配力を有する事業者による上位レイヤーからの市場支配力の行使等についても議論を深める必要があると考えます。</p>

検討項目	当社意見
<p>4. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方</p> <p>(2) 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方</p>	<p>【当社の次世代ネットワーク、地域IP網、ひかり電話網の扱い】</p> <p>他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる基盤設備は、線路敷設基盤を含め、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展し、また、IPネットワークの自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は市中で調達することが可能であるため、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること、現に他事業者は独自のIPネットワークを構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得していることを踏まえると、当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網にはボトルネック性がないことから、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。</p> <p>また、他事業者のIPネットワークと当社のIPネットワークとの間の接続形態が、お互いのネットワークを利用して接続料を支払い合う形態に変わり、事業者間の取引関係が双方向的になっていることを踏まえ、当社のネットワークを他業者に貸し出して、当社が接続料を受け取る形態を念頭に置いた現行の規制の枠組みに代えて、事業者間の取引関係のバランスを確保する観点で、当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網に係る規制の扱いを見直して頂きたいと考えます。</p>